

# 長岡工業高等専門学校ロゴマーク及びその使用に関する取扱要項

平成23年3月28日制定

## (趣旨)

第1 この要項は、長岡工業高等専門学校（以下「本校」という。）の創立50周年記念事業の一環として制定したロゴマーク（ロゴサインを含む。以下同じ。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

## (形状等)

第2 ロゴマークの基本デザイン要素等は、長岡工業高等専門学校ロゴマーク使用ガイドライン（2011年2月1日制定。以下「ガイドライン」という。）に定めるとおりとする。

## (使用者)

第3 ロゴマークは、次に掲げるものが使用できるものとする。

- 一 本校
- 二 本校の教職員及び学生（「教職員等」という。以下同じ。）
- 三 本校の教職員等で構成する団体
- 四 本校と共同研究等の契約を交わした企業又は本校の研究成果を活用する企業等
- 五 本校の後援会、同窓会及びその他の支援団体
- 六 その他本校がロゴマークの使用を認めた後援事業及び団体等

## (使用範囲)

第4 ロゴマークは、本校の知名度向上及び広報活動に役立てることを目的に、第3各号に掲げるものが、次に掲げる範囲で使用できるものとする。

- 一 本校の看板、旗等
- 二 本校が発行する印刷物（ホームページを含む。）
- 三 本校が作成する便せん、封筒等の文具の類
- 四 教職員等の名刺
- 五 教職員等が学会等で発表するプレゼンテーション資料（スライド）や発表資料（ただし、学生が発表するプレゼンテーション資料等については、教職員との共著に限る。）
- 六 本校又は教職員が所属する団体等が開催する学会等のポスター、論文集等
- 七 学生団体が使用するユニホーム等
- 八 その他校長がロゴマークの使用について適当と認めたもの

## (申請及び許可)

第5 ロゴマークを使用しようとする者（第3第6号に該当するものを除く。）は、所定の申請書を校長に提出し、許可を得なければならないものとする。ただし、第4第1号から第6号までに該当する目的で使用する場合は、申請を要しないものとする。

## (使用者の遵守事項)

第6 使用者は、ロゴマークの使用に当たっては、本校の尊厳及び品位を損なうことがあってはならない。

2 ロゴマークの使用は、ガイドラインに示すロゴマークの表記パターンに限定するものとする。ただし、用途により本校広報委員会の承認を得て使用する場合は、この限りではない。

(第三者使用の禁止)

第7 ロゴマークを使用する者は、本校の同意なしに第三者にその使用をさせてはならない。

(使用許可の取消し等)

第8 校長は、使用を許可したロゴマークの使用目的又は使用方法等が適当でないと認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(営利を目的とする使用)

第9 校長は、営利を目的とするロゴマークの使用は、許可しないものとする。

(事務)

第10 ロゴマークの使用に関する事務は、総務課において処理する。

(校章との関係)

第11 ロゴマークは、本校の校章に代わるものではない。

2 ロゴマークは、校章に代えることを目的に使用してはならない。

(雑則)

第12 この要項に定めるもののほか、ロゴマーク及びその使用に関し必要な事項は、広報委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から実施する。